

『大都市制度(特別区設置)協議会』だより

令和元年(2019年)11月[第8号]

発行・編集／大都市制度(特別区設置)協議会(事務局)副首都推進局内
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX番号 06-6202-9355

“副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現”にむけて、 「特別区制度(いわゆる「都構想」)」の検討を進めています。

特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、
大阪市をなくし基礎自治体として複数の特別区を設置するものです。

協議会の開催状況 | 第24回(令和元年6月21日)

各会派から今後の協議にのぞむ基本スタンスについて
意見表明が行われ、今後の協議の進め方について確認
されました。



第24回協議会の開催風景

維新

山下
委員



- ▶ 大阪の成長を止めないため
都構想は不可欠
- ▶ 来年の秋から冬に
住民の判断を仰ぎたい

要旨

- ◆ 大阪は松井・吉村両首長のもとで意思決定の一元化が図られ、大きく成長し、大阪全体が成長の軌道に乗っている。
- ◆ この大阪の成長を止めないために、日本の未来を切り開き、成長を牽引する副首都・大阪を確立するためにも都構想は不可欠だ。
- ◆ 委員間協議を中心に、現行の行政サービス水準の維持や特別区における住民満足度が向上する制度となるよう議論を進める。
- ◆ 前向きな議論を通じて協定書をまとめ、住民の皆さまに都構想の効果を丁寧にお示しし、来年の秋から冬に住民の判断を仰ぎたい。

自民

川嶋
委員



- ▶ 住民投票での決着をめざし
協議会で積極的な議論を行う
- ▶ 客観的事実や専門的事柄に
基づく議論・提案を進める

要旨

- ◆ 今後行われるであろう住民投票での決着をめざし、私たちの主張や考えが市民に伝わるよう協議会で積極的な議論を行う。
 - ◆ 大都市法制定時の国会での議論や地方制度調査会※での指摘には重要な課題や論点を含んでいるが、正しく伝わっていない。
 - ◆ 協定書の取りまとめにむけ、関係法律や自治制度などの客観的事実や専門的な事柄に基づく正しい、民主的な議論、提案を進める。
 - ◆ 住民投票で決着するため、是々非々で真摯な議論に努め、議論の内容を市民に理解していただくため積極的な情報発信に努める。
- ※地方制度に関する内閣総理大臣の諮問機関

公明

西崎
委員



- ▶ 特別区制度に賛成の立場で、
前向き、建設的な議論を進める
- ▶ 住民目線の制度が重要で、
現在の制度案は修正が必要

要旨

- ◆ 特別区に賛成の立場で、前向き、建設的な議論を通じて、より良い制度案づくりを進め、懸念を払拭する必要があると考えている。
 - ◆ 我が会派としては、特別区と大阪府が今まで以上に住民生活を維持、向上することができる住民目線の制度案を作ることが重要で、次の4点が現在の制度案に反映されることが不可欠だ。
- ① 現在大阪市が実施している住民サービスの維持
 - ② 特別区設置コストを最小限に抑える
 - ③ 区役所機能の維持
 - ④ 全ての特別区に児童相談所を設置

共産

山中
委員



- ▶ 大阪市を解体して設置される
特別区は半人前の自治体
- ▶ 大阪市廃止、特別区設置は、
地方自治破壊で反対

要旨

- ◆ 協議会での議論を通じ、さまざまな問題点や市民にもたらすデメリットが指摘され、大阪市廃止構想の本質が明確になった。
- ◆ 大阪市を解体した上で設置される特別区たるや、権限も自主財源も大きく損なわれ、半人前の自治体に成り下がり、膨大な初期コストや職員増によるランニングコストの増加も明らかだ。
- ◆ 大阪市廃止、特別区設置は最大の地方自治破壊にほかならず、大阪市廃止構想には賛成できない。住民投票にも反対。大阪市民の民意が示されたのは2015年の住民投票が唯一だ。

現在の特別区制度案(素案)は協議会で議論いただくために事務局が作成したものであり、確定したものではありません。
現在、協議会において議論中であり、今後、特別区設置協定書※としてとりまとめていくこととなります。

※特別区設置協定書には、法律に基づき、特別区設置の日や区の名称及び区域、事務の分担など必要な事項を記載